

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金  
＜低感染リスク型ビジネス枠＞交付要綱

制定 令和3年10月27日  
別府市告示第479号  
改正 令和3年12月20日  
別府市告示第530号

(趣旨)

第1条 市長は、国の小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞を活用して販路開拓等に取り組む小規模事業者の負担を軽減しその事業継続を支援するため、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国連 全国商工会連合会をいう。
- (2) 日商 日本商工会議所をいう。
- (3) 中小機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構をいう。
- (4) 事業実施主体 全国連が公募を行う令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞について、全国連が定める審査基準に基づく審査で採択され、交付決定を受けた市内に主たる事務所を有する小規模事業者等（単独又は複数の小規模事業者等）をいう。
- (5) 補助事業 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞事業をいう。
- (6) 国補助金 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜低感

染リスク型ビジネス枠>をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち、国補助金の交付の対象として日商又は中小機構が必要と認める経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に1/2を乗じて得た額とする。ただし、第5条に規定する申請の際に、第10条第1項各号に掲げる返還又は納付があるときは、当該返還又は納付の額に1/9を乗じて得た額を減じるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、15万円を超えるときは15万円とし、1円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とする。

(補助事業の実施期間)

第4条 事業実施期間は、全国連が補助事業の実施期間として認めた期間とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第4条の規定による交付申請及び規則第9条の規定による実績報告は、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付申請書及び実績報告書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 国補助金に係る額の確定通知書の写し

(2) 国補助金に係る実績報告書類のうち、補助事業実績報告書及び支出内訳書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」

という。)は、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。

- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定及び規則第10条第1項の規定による額の確定の通知は、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付決定通知書及び額の確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の交付及び請求）

第8条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定及び規則第10条第1項の規定による額の確定を取り消すことができる。

(1) 市長が別に定める期日までに、補助金が請求されなかった場合

(2) 国補助金の請求後に何らかの事由により日商又は中小機構から国補助金が支払われなかった場合

（補助金の返還等）

第10条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還又は国補助金相当額の納付を行ったときは、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金<低感染リスク型ビジネス枠>返還等届出書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還

(2) 交付決定の取消し等に伴う国補助金の返還

(3) 取得財産の処分に伴う国補助金の返還

(4) 取得財産等の処分に伴う収入の納付

(5) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年12月20日別府市告示第530号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞  
交付申請書及び実績報告書

年 月 日

別府市長

あて

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

※共同申請の場合は連名

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞を交付されるよう、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞交付要綱第5条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 事業目的及び効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 小規模事業者持続化補助金（国補助金）に採択された補助事業で行う事業名

4 小規模事業者持続化補助金（国補助金）の確定額

\_\_\_\_\_円

5 補助金交付申請額（補助対象経費に1/2分の1を乗じて得た額、1円未満切り捨て）

\_\_\_\_\_円

6 添付資料

- (1) 国補助金に係る額の確定通知書の写し
- (2) 国補助金に係る実績報告書類のうち、補助事業実績報告書及び支出内訳書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

※共同申請の場合は、「4 小規模事業者持続化補助金（国補助金）の確定額」及び「5 補助金交付申請額」に内訳を記載のこと。

※「6 添付資料」は、申請者全員分を添付のこと。

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞  
交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号  
年 月 日

様

別府市長 印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞については、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の額の確定額 金 円

3 補 助 条 件

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大

- 蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
  - (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
  - (8) その他別府市補助金等交付規則及び別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉交付要綱の定めに従うこと。

様式第3号（第8条関係）

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞  
交付請求書

年 月 日

別府市長

あて

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

※共同申請の場合は連名

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞交付要綱第8条の規定により、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

※振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義（カタカナ）

（以下の5項目（カタカナの名義を含む。）が記載された当該口座の預金通帳のページの  
コピーを添付し、上記請求印は申請時の印と同一のこと。）

振込先金融機関名：

支 店 名：

預 金 の 種 別：

口 座 番 号：

預金の名義（カタカナ）：

（※共同申請の場合は、「1 請求額」に内訳を記載するとともに、補助事業者ごとに振込先情報等を記載すること。）

様式第4号（第10条関係）

別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金<低感染リスク型ビジネス枠>  
返還等届出書

年 月 日

別府市長

あて

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

印

小規模事業者持続化補助金（国補助金）の返還又は収入等の納付を行いましたので、別府市災害時等小規模事業者持続化支援事業費補助金<低感染リスク型ビジネス枠>交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 小規模事業者持続化補助金の返還又は収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額又は収入等の納付額

\_\_\_\_\_ 円

3 日商又は中小機構への送金日

年 月 日

※共同申請の場合は、代表者の役職・氏名を連名とし、「2 国補助金の返還額又は収入等の納付額」に内訳を記載のこと。